

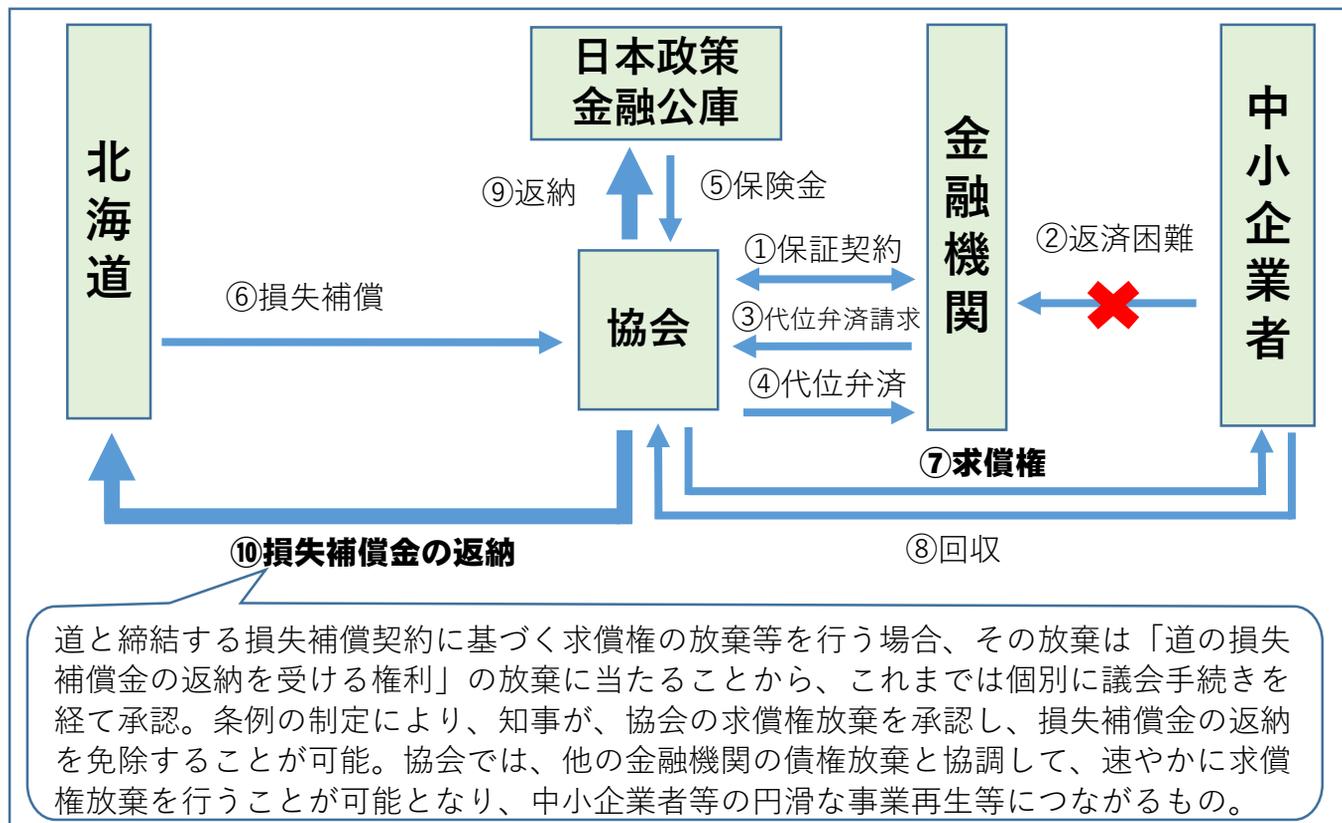
北海道中小企業者等に対する融資に係る損失補償金の返納の免除に関する条例（令和4年度改正後）の概要

条例の概要

【目的】

中小企業者等の円滑な事業の再生及び新たな事業の創出に資するよう、北海道信用保証協会（以下「協会」という。）が事業再生等を行う中小企業者等に対して、道と締結する損失補償契約に基づく求償権の放棄等を行う場合に、知事において当該求償権の放棄等を承認するとともに、当該求償権に係る損失補償金の返納の免除を可能とするため、道が支払う損失補償金の返納の免除に関し必要な事項を定める。

【スキーム】



令和4年度における条例改正のポイント

条例改正の背景

- ・国では、円滑な事業再生や廃業による経営者の再チャレンジを一層支援するため、新たな私的整理手続を定めた「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」を策定。
- ・今後、借入金の返済が困難となる事業者の増加が懸念される中、中小企業者等による事業再生や廃業による経営者の再チャレンジが円滑に行われるよう、本条例を改正。

条例改正の内容

1 第1条 目的

- ・経営者の再チャレンジを対象とするため、「新たな事業の創出」（再度の創業）の文言を追加。

2 第3条 求償権の放棄の承認等（対象要件）

- ・中小企業の事業再生等に関するガイドラインを対象要件に追加するとともに、廃業型私的整理手続に対応するため、該当する対象要件に「債務の弁済に関する」を追加。

条例の必要性（制定の背景）

匿名性の確保

- ・私的整理のメリットは匿名性の確保だが、議会手続を経る場合、企業名公表が原則。企業名公表による信用低下や風評被害等の恐れを排除し、匿名性を確保することで、円滑な事業再生や新たな事業の創出を支援するための体制整備が必要

機動的対応

- ・金融機関等による債権放棄は全員一致が原則。道の権利放棄の承認が遅れることによる計画の中止や経営破綻に陥る懸念を回避するための体制整備が必要

災害への備え

- ・大規模災害を想定し、同時期に多数の事案が発生する事態に備えることで、中小企業の早期復旧、復興の取組を支援するための体制整備が必要

条例の骨格図（※太字下線：改正部分）

第1条 目的

協会に対して道が支払う損失補償金の返納の免除に関し、必要な事項を定めることにより、中小企業者等の円滑な事業の再生 **及び新たな事業の創出** に資する

第2条 定義

本条例における用語について定義

第3条 求償権の放棄の承認等

知事は、協会から、次のいずれかの計画策定支援機関等による支援又は手続を受けて策定された事業再生計画 **又は** **弁済計画** に基づく求償権の放棄等の承認の申請があった場合、当該求償権等の放棄を承認するとともに、損失補償金の返納を免除

【条例の対象要件】

対象要件	対象計画	根拠法	
①特定協定銀行の計画策定支援	再生計画	金融再生法	第53条第1項第2号
②特定調停の手続	再生計画	特定調停法	第2条第3項
③(株)地域経済活性化支援機構の再生支援決定又は特定支援決定	又は 弁済計画	地域経済活性化支援機構法	第25条第4項又は第32条の2第3項
④特定認証紛争解決手続	再生計画	産業競争力強化法	第2条第21項
⑤中小企業活性化協議会の計画策定支援			第134条第2項
⑥(独)中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合の計画策定支援			第140条第1号
⑦(独)中小企業基盤整備機構の指導又は助言			第140条第2号
⑧中小企業の事業再生等に関する私的整理手続を定めたものとして知事が認めたもの ※中小企業の事業再生等に関するガイドラインを別に指定	再生計画 又は 弁済計画	中小企業の事業再生等に関するガイドライン	

第4条 報告

本条例により損失補償金の返納を免除した場合、議会に報告する

第5条 委任

本条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める